

様式第3（第4条関係）

東浦町中小企業者等応援金の申請に関する誓約書兼同意書

東浦町中小企業者等応援金（以下「応援金」という。）の申請に当たり、以下のことを誓約・同意します。

- 1 交付要件を全て満たしており、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
- 2 応援金の申請に当たり、全ての提出書類の写しは、原本と相違ありません。
- 3 関係書類の追加提出の要求又は申請内容に関する聴取若しくは調査があった場合は、これに応じます。指定の期日までに書類提出に応じない場合は、不交付として取り扱われることに同意します。
- 4 令和3年3月31日時点で、東浦町内で事業を営み、申請日時点で倒産又は廃業をしていません。また、本応援金の交付を受けた後にも事業を継続する意思があります。
- 5 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、東浦町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員（以下「暴力団等」）に該当せず、また、暴力団等と密接な関係を有していません。
- 6 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団等に該当しないことを確認するため、必要に応じて愛知県警察に照会を行うことに同意します。
- 7 愛知県中小企業者等応援金の酒類販売事業者枠に該当する場合、酒類製造免許又は酒類販売業免許を有していることを確認するため、必要に応じて東浦町が国税庁に照会を行うことに同意します。
- 8 国が実施する月次支援金又は県が実施する中小企業者等応援金の交付事務に関し、情報提供を求められた場合には、本応援金の申請情報を提供することに同意します。また、申請内容の虚偽や不正が疑われる場合は、必要に応じて東浦町が国若しくは愛知県又は愛知県警察に照会を行うことに同意します。
- 9 申請の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り下げます。また、補助金支給後に発覚した場合は、補助金を返還します。
- 10 町長が必要と認めた場合には、納税者情報及び納付状況を確認し、申請内容に虚偽がないかを確認することに同意します。
- 11 国の月次支援金に係る宣誓・同意書又は愛知県の中小企業者等応援金に係る申請に関する誓約書に同意し、及び反していません。

年 月 日

住所
法人名及び代表者氏名
(個人の場合は代表者氏名)